

金地金等取引事業者の 法令順守事項について

平成29年9月20日

資源エネルギー庁鉱物資源課

目次

1. 犯罪収益移転防止法の対象事業者 及びその順守事項	2
2. 取引時確認の事項及び取引時確認の方法	4
3. 取引時確認の記録の作成及び保存	9
4. 取引時記録の作成及び保存	10
5. 疑わしい取引の届出	11
6. 取引時確認等を的確に行うための措置	15
(参考)改正犯罪収益移転防止法の概要	16

(平成28年10月1日施行)

1. 犯罪収益移転防止法の対象事業者 及びその順守事項

○特定事業者(法第2条第2項)

金融機関等、ファイナンスリース事業者、クレジットカード事業者、宅地建物取引業者、宝石・貴金属等取扱業者、郵便物受取サービス業者、電話受付代行業者、電話転送サービス事業者等

(補足)

- ・貴金属等取扱事業者とは、金、プラチナ、銀の地金及びこれらの合金を業として売買する者を指します。
- ・ただし、金やプラチナを加工したアクセサリ等を中古品で売買する際には、古物営業法に基づく営業許可(同法2条)が必要となります。また、地金の売買ではなく、地金を担保に金銭を貸し付ける場合は質屋営業法(同法2条)に基づく許可が必要となります。地金をこれらの形態で取り扱う場合は、それぞれの法律に基づく法順守事項がありますので、そちらもご参考ください。

○特定事業者の順守事項

1. 取引時確認（法第4条）
 - ・ **本人特定事項**
 - ・ 取引を行う**目的**の確認
 - ・ 顧客が**自然人(個人)**の場合：**職業**の確認
 - ・ 顧客が**法人**の場合：
 - 事業内容の確認**
 - 実質的支配者**（25%を超える議決権を有する**自然人**等）の確認
2. 確認記録の作成及び保存（法第6条）
3. 取引記録の作成及び保存（法第7条）
4. 行政庁への疑わしい取引の届出（法第8条）
5. 取引時確認等を的確に行うための措置（法第11条）

2. 取引時確認の事項及び取引時確認の方法

(1) 取引時確認の事項(法第4条)

① 通常の特定期取引の場合の確認事項

個人の場合	法人の場合
<p>本人確認書類(公的証明書)による本人特定事項の確認 ①氏名、②住居、③生年月日</p> <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none">・運転免許証、マイナンバーカード、旅券(パスポート)等・在留カード、特別永住者証明書等 <p>※有効期限のあるものは期限内であること。有効期限のないものは、確認日前6ヶ月以内に発効されたものであること。</p>	<p>①名称、②本店又は主たる事務所の所在地</p> <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none">・登記事項証明書・印鑑登録証明書(名称、本店または主たる事務所の所在地の記載のあるもの)
取引を行う目的の確認(申告により確認)	
<p>職業の確認(申告により確認)</p>	<ul style="list-style-type: none">・事業内容の確認(定款、登記事項証明書などにより確認)・実質的支配者(25%を超える議決権を有する自然人等)の確認(申告)(当該実質的支配者の本人特定事項の確認(申告))

特定取引: 特定事業者が行う200万円を超える取引

②ハイリスク取引※の場合の確認事項

***赤字が通常取引と異なる点**

個人の場合	法人の場合
通常取引に際して確認した書類+それ以外の本人/法人確認書類	
取引を行う目的(通常取引と同様、申告で可)	
職業の確認(申告により確認)	・事業内容の確認(定款、登記事項証明書などにより確認) ・実質的支配者(株主名簿、有価証券報告書など + 代表者等からの本人特定事項の申告
・源泉徴収票 ・確定申告書 ・預貯金通帳 など	・貸借対照表 ・損益計算書

ハイリスク取引を行うに際しては、上記確認事項に加え、その取引が200万円を超える財産の移転を伴うものである場合には、「資産及び収入の状況」の確認が必要となります。

※ハイリスク取引について

ハイリスク取引とは

- ① 過去の契約の際に確認した顧客等又は代表者等になりすましている疑いのある取引
- ② 過去の契約時の確認の際に偽っていた疑いがある顧客等との取引
- ③ イラン・北朝鮮に居住、所在する者との取引
- ④ 外国PEPs(外国要人(大臣や大使等の重要な公的地位のある者又はこれらの地位にあった者)、その家族、当該要人又はその家族が実質的支配している法人)との取引

＜注意＞後掲の通り上記の本人確認に関する書類については各事業者における保管義務があります。

取引時の確認方法(平成28年改訂)

個人の場合

●対面取引では

- 運転免許証、マイナンバーカード、在留カード、旅券(パスポート)など顔写真のある官公庁発行書類の提示

- 取引目的及び職業の申告

- 健康保険証、国民年金手帳など顔写真のない官公庁発行書類の提示

- 取引目的及び職業の申告

- 住民票の写し等の提示

- 取引目的及び職業の申告

●非対面取引(インターネット、郵送など)では

- 本人確認書類または その写しの送付

- 取引目的及び職業の申告



- 本人確認書類に記載の住所に取引関係文書を転送不要郵便等で送付



- 提示を受けた本人確認書類以外の本人確認書類等の提示または送付を受ける



- 本人確認書類に記載の住所に取引関係文書を転送不要郵便等で送付



- 本人確認書類に記載の住所に取引関係文書を転送不要郵便等で送付

確認完了

取引時の確認方法(平成28年改訂)

法人の場合

〔取引担当者が正当な取引権限を持っていることの確認に社員証は使用できず、委任状等が必要。〕
また、登記事項証明書は取引担当者が代表権を有する場合のみ使用可能。〕

●対面取引では

- 登記事項証明書、印鑑登録証明書など本人確認書類の提示
- 取引の目的の申告
- 定款等事業内容が確認できる書類
- 実質的支配者に関する本人特定事項の申告



- 実際に行っている取引担当者の本人確認書類の提示

●非対面取引(インターネット、郵送など)では

- 登記事項証明書、印鑑登録証明書など本人確認書類、またはその写しの送付
- 取引の目的の申告
- 定款等事業内容が確認できる書類
- 実質的支配者に関する本人特定事項の申告



- 実際に行っている取引担当者の本人確認書類、またはその写しの送付を受ける
- 法人と実際に行っている取引担当者の両方の本人特定事項の住所等に取引関係文書を転送不要郵便等で送付



確認完了

日本国内に住居を有しない短期滞在者

〔観光客などであって、旅券等で本国における住所を確認することができない場合。〕

●対面取引のみ

- 犯収法上、住居の確認ができない限り、本人確認が必要な取引は原則として行うことができませんが、貴金属等の売買等については、氏名・生年月日に加え、国籍・番号の記載のある旅券、乗員手帳の提示を受けることで取引が可能。

3. 確認時の記録の作成及び保存(法第6条)

確認時の記録を作成し、記録文書及び添付資料を、**7年間保存**しなくてはなりません。

【顧客に確認し、記録すべき事項】

- 顧客の本人特定事項(個人:氏名・住居・生年月日、法人:名称・所在地)
- 代表者等(取引担当者等)の本人特定事項、取引の任に当たっている理由、代表者等と顧客との関係
- 取引を行う目的
- 顧客が自然人(個人)の場合:顧客の職業
- 顧客が法人の場合:事業内容、実質的支配者の本人特定事項、実質的支配者と顧客との関係
- 異なる名義を用いる理由 等

4. 取引時記録の作成及び保存(法第7条)

特定事業者は取引を行った記録を作成し、記録文書及び添付資料を、**7年間保存**しなくてはなりません。

【特定事業者が記録すべき事項】

- ① 取引時確認を行った者
- ② 確認記録を作成した者
- ③ 取引時確認を行った取引の種類
→ 「貴金属等取引」、「通常取引・ハイリスク取引の別」等
- ④ 本人確認書類等を特定する事項(書類の記号、番号等)
- ⑤ 取引時確認を行った方法 → 「対面・非対面の別」等
- ⑥ 本人確認書類の提示を受けたときは、その日付及び時刻
(本人確認書類を添付する場合は、時刻の記入は不要)
- ⑦ 本人確認書類又はその写しの送付を受けたときは、その日付
(本人確認書類又はその写しを必ず添付)
- ⑧ 取引関係文書を送付(交付)した日付 等

5. 疑わしい取引の届出(法第8条)

貴金属取扱業者(特定事業者)は、以下のチェック項目、判断方法により、貴金属売買業務において收受した財産が犯罪による収益である疑い、又はそれらの事実の仮装・隠匿行為を行っている疑いがある場合には、**速やかに、行政庁に届け出なければなりません**。貴金属取扱業者は、経済産業大臣に届出を行ってください。(連絡先は巻末に記載)

<チェック項目>

- ①一般的な貴金属売買取引の態様との比較
- ②過去の貴金属売買の態様との比較
- ③取引時確認時の情報との整合性

<判断方法>

上記チェック項目に従って、取引の態様等に応じ、確認記録や取引記録の精査、顧客への質問等必要な調査と統括管理者(責任者)による確認等を行い、取引に疑わしい点がないか確認する必要があります。

<注意事項>

- ◆ 疑わしい取引の届出を行う際、届出を行おうとすること又は行ったことを顧客やその関係者に漏らしてはいけません。
- ◆ 当該取引が実際に行われず、途中で中止になった場合についても、「疑わしい」場合は、通報をしてください。
- ◆ 通報は「迅速」をお願いします。

疑わしい取引の参考事例(その1)

＜扱う金額の規模に注目した場合＞

○取引と顧客の収入/法人の規模等がアンバランス

(例)資本金1万円の会社の担当者が1日に数億の金地金を何回も持ち込んでいる。

○取引の仕方・頻度等が不自然

(例1)1回あたり現金199万円の取引を1週間で何回も繰り返す。

(例2)同一の外国人観光客グループが何度も来店し、金地金を少額ずつ持ち込む。

疑わしい取引の参考事例(その2)

＜真の取引者を隠匿していると考えられる場合＞

- 購入ルートや(外国購入品の場合)水際での税関手続きに関する説明ぶりが曖昧。
- 顧客が取引の関係書類に自己の名前を書くことを拒んだり、本人確認書類の提示に拒否反応を示す場合。
- 本人確認の際に顧客が呈示した身分証明書等の記載事項が虚偽である疑いがある場合。
- 売買契約、申込書、売買契約書等の取引の関係書類それぞれに異なる名前を使用しようとする、もしくは名義が偽名／名義借りの疑いがある場合。
- 法人の実体がないとの疑いが生じた当該法人関係者が取引に関わっている場合や、当該法人に確認した本人確認等に関する情報(住所、電話番号等)に虚偽の疑いがある場合。
- 顧客の住所と異なる場所に関係書類の送付を希望する場合。

疑わしい取引の参考事例(その3)

＜取引の異常性に着目した場合＞

- 顧客が事業者と取引をしたことを秘密にするよう要求、もしくは記録を残さないよう依頼する場合。
- 数人で同時に来店し、別々の担当者に多額の現金取引を依頼する場合。
- 短期間に多数の貴金属等を購入するにもかかわらず、金額のみに着目し、商品内容・市況等の情報にほとんど関心を示さない場合。
- 同一人物・企業が、短期間のうちに多くの貴金属等の売買を行う場合。
- 経済合理性から見て異常な取引を行おうとする場合
(例)地金を売却することを急ぎ、市場価格を大きく下回る価格での売却でも厭わない場合等。
- 顧客による地金売却時に、刻印されている品位と実際に確認した品位が異なる場合。また、刻印が不自然な(偽物の疑いがある)場合。

6. 取引時確認等を的確に行うための措置(法第11条)

特定事業者は、取引時確認等を的確に行うため、取引時確認事項に係る情報を最新の内容に保つための措置を講じるとともに、以下に掲げる措置を講ずるよう努めなければなりません。

- 使用人に対する教育訓練の実施(特にアルバイト等への研修の実施)
- 取引時確認等の措置の実施に関する規程(社内規則・マニュアル)の作成
- 取引時確認等の措置の的確な実施のために必要な監査その他業務を統括管理する者の選任
- 自らが行う取引についてのリスク評価
- 必要な情報収集・分析(特に新たな犯罪手法への警戒を高める)
- 保存している確認記録・取引記録等の継続的精査
 - 特に各店舗の情報を本社・本店等で一元的に管理
- リスクの高い取引を行う際の統括管理者の承認(担当者ではなく社としての判断を)
- リスクの高い取引について行った情報収集・分析の結果を書面化・保存
- 必要な能力を有する職員の採用

【参考】犯罪収益移転防止法の概要

警察庁ホームページ内 犯罪収益移転防止法の概要

<https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/hourei/data/filowcls20161001.pdf>

犯罪収益移転防止法の概要

平成28年10月1日以降の特定事業者向け



JAFIC : Japan Financial Intelligence Center
警察庁刑事総局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課犯罪収益移転防止対策室

連絡先

- 主務官庁

資源エネルギー庁 資源・燃料部 鉱物資源課

〒100-8901

東京都千代田区霞が関1-3-1

TEL: 03-3501-9918

E-mail: kin-4701@meti.go.jp